

## 事務業務の理解を深めて ①

### 【 「人財」育成 】

11月22日に管内公立小中学校事務研修会を南予地方局で開催しました。所長が開会挨拶で、適正な事務処理や信頼される学校の推進に事務職員がしっかりと力を発揮されていることを話しました。また、事務を「つかさどる」ことの重みを受け止めていただくこともお願いしました。

全体会では、「事務職員のあるべき姿を考える」～事務職員の職務内容と共同実施の在り方～を研修テーマとしてパネルディスカッションが行われました。

討議1「どのように変わる、共同実施」 討議2「職務内容と共同実施」



今後の事務室の在り方について、多くの問題提起がありました。

午後の分科会では、4つの分科会に分かれ、各テーマに沿って、発表と質疑応答、演習等を行い、全参加者が熱心に意見を出し合い、研修を深めていました。

#### 「1 タイムマネジメント 」

中央研修報告、班別協議（タイムマネジメント 実行策）

#### 「2 実務研修 ～再任用教職員・非常勤職員の年間の流れを見据えた事務処理～」

具体的な事例をとおして、実務研修を行う。

#### 「3 実務研修 ～基礎から学べる電算事務～」

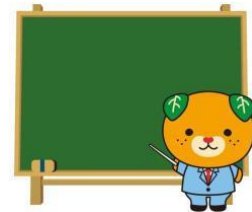
具体的な事例をとおして、実務研修を行う。実績基本編、人事基本編。

#### 「4 コミュニケーション講座 ～交渉力・折衝力を磨こう～」

様々な事例への適応能力を養い、学校事務職員の資質能力の向上を図る

各分科会とも、「目指す事務職員像、適正な事務処理、地域長制度や共同学校事務室の在り方」等を真剣に話し合い、自らの力を高めていこう、組織力を生かしていこうとする姿がしっかりと伝わってきました。明確な目標の下、地域長や室長の力強いリーダーシップが発揮され、室員による確実な分担業務の処理と協働により、若い人材も育ち、共同実施の効果がますます高まっていくことを期待しています。

午後の全体会に続き、「教育事務所研修」として、教職員課と総務課より担当者が事務連絡を行いました。



問題より

問1 根拠条例と法令集の掲載ページを答えましょう。

特殊勤務手当→教育職員の給与に関する条例（第12条）P1292

○教員特殊業務手当 →教育職員の特殊勤務手当に関する条例第6条の2・3P1446

○多学年学級担当手当 →教育職員の特殊勤務手当に関する条例第7・8条 P1447

○教育業務連絡指導手当→教育職員の特殊勤務手当に関する条例第8条の2・3P1447

○特別支援教育手当 →教育職員の特殊勤務手当に関する条例第10条の2・3P1448

管理職員特別勤務手当→教育職員の給与に関する条例（第17条の2）P1294

問2 支給等に関する規則と法令集の掲載ページを答えましょう。

教員特殊業務手当 →教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則第4・5条P1449

多学年学級担当手当 →教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則第6・7条P1450

教育業務連絡指導手当→教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則第8条 P1450

特別支援教育手当 →教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則第9条の2P1450

管理職員特別勤務手当→管理職員特別勤務手当に関する規則 P1407

問3 支給日額を答えましょう。

教員特殊業務手当

第6条の2第1項 第1号ア→（ 8,000 ）円

第6条の2第1項 第1号イ→（ 7,500 ）円

第6条の2第1項 第1号ウ→（ 7,500 ）円

第6条の2第1項 第2号 →（ 5,100 ）円

第6条の2第1項 第3号 →（ 5,100 ）円

第6条の2第1項 第4号 →（ 3,600 ）円※4時間以上

→（ 1,800 ）円※2時間以上4時間未満 法令集に未掲載

多学年学級担当手当 →（ 290 ）円

教育業務連絡指導手当 →（ 200 ）円


特別支援教育手当 →（ 1,200 ）円※教育職員で校長の職にある者

→（ 1,000 ）円※上記以外の者



問4 ア～オの選択肢から（ ）を埋めましょう。 手当として支給されるものは？

ア研修主任 イ学年主任 ウ生徒指導主事 エ教務主任 オ進路指導主事  
（中学校のみ）

	学校に置かれるものに限る	3学級以上の学年に置かれるものに限る	3学級以上の学校に置かれるものに限る	6学級以上の学校に置かれるものに限る
小学校	（ エ ）	（ イ ）		（ ウ ）（ ア ）
中学校	（ エ ）	（ イ ）	（ ウ ）	（ オ ）（ ア ）